

新うどん県泊まってかがわ割参画申込書 兼 同意書

私は、以下の内容について同意し、「新うどん県泊まってかがわ割」に参画します。

- (1) 「新うどん県泊まってかがわ割」の内容を理解し、適切に宿泊代金の割引やクーポンの配付等を行います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置、飲食店の営業時間短縮要請適用、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言においてレベル3以上と判断された場合、本事業を一時休止することに同意します。
- (3) 「新うどん県泊まってかがわ割」旅行代理店向けマニュアルに示す内容に沿った対応を行います。
- (4) 事務局が指定する実績内訳シートにより宿泊実績等を管理します。
- (5) 商品の販売に際しては、本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにします。
- (6) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- (7) 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページや窓口での掲示等で対外的に公表します。
- (8) 店頭来店に際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で本人確認を実施します。
- (9) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。
- (10) 従業員に感染者が出た場合や、旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。
- (11) 本事業を積極的に広報します。
- (12) 対象商品の販売に際しては、県が預託するクーポンに有効期間を記載し、旅行者一人泊当たり上限2,000円分（日帰り旅行商品の場合は一人当たり上限2,000円分）を配布します。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理します。
- (13) 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行います。
- (14) 事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行います。
- (15) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力します。
- (16) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることや、金額の相違等が生じた場合が判明した際には、返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。
- (17) 本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。
- (18) 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。
- (19) 参画者等（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、暴力団（香川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しません。
- (20) 対象となる県が（現在は香川・徳島・愛媛・岡山・兵庫在住）が今後拡大・縮小になった場合も、運用について理解し対応を行います。
- (21) 以下の取り組みを遵守し、実践します。

割引対象とする商品の募集パンフレットや旅行条件書等には「ワクチン・検査パッケージ」の利用条件や条件を満たさない場合の対応等を明記すること。基本旅行者で事前・もしくはツアー開始時に本人確認と併せてワク

チン接種歴又は検査結果通知書の確認を実施すること。但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な場合は、宿泊事業者の過度な負担とならぬよう配慮すると共に、案件毎に前もって「ワクチン・検査パッケージ代行依頼書（隣-2号）」を宿泊施設にデータ等でお送りし、必ず「ワクチン・検査パッケージ」対応の依頼を行い理解を得ること。また、「ワクチン・検査パッケージ代行依頼書（隣-2号）」原本については利用者に手交し、当日の持参をお願いすること。

令和 年 月 日

参画申込する旅行代理店

事業者名 (法人名等)		所在地	
代表者名	(職)	(氏名)	